

平成 26 年度税制改正大綱

平成 26 年度の税制改正大綱について、私が知っておいていただきたいと思うことを、抜粋して述べさせていただきます。

消費税等の軽減税率の導入

税制改正大綱では、消費税等の軽減税率の対象は、「酒と外食以外のすべての食料品」としています。そして、その導入は消費税等 10%の時とし、詳細は平成 26 年 12 月までにまとめ、翌年の税制改正大綱で発表するとしています。

食料品に対する軽減税率の導入は、「食料品は生活必需品である」との考えに着目したからです。しかしその一方で、食料品には「究極の贅沢は、グルメ」、「家計が苦しくなるとまず切り詰めるのは、食費」という面もあります。そちらの面に着目すると、食料品の軽減税率制度は、食費に多くのお金を使う金持ち優遇制度の性格を表します。

こう考えると何らかの制限を設けないと、生活必需品の面に着目した制度とは言えなくなります。

まず一番に思いつくのは、高級食材を軽減税率から外すことでしょう。

でも、これは大変困難な作業です。あらゆる品目で、高級、高級ではないという基準を作ることになりますし、その境目に当たった生産者は不公平感を募らせるでしょう。これはでは自由競争の社会で、政府が一方にハンディをつけて戦わせることとするようなものです。

仮にそのような定義ができたとしても、それらの素材を一部使ったお惣菜、お弁当はどのようにするのかとの問題が生じます。

さて、食料品という食材を思い浮かべる人が多いかと思いますが、現在、日々の生活をみてみますと、お弁当やお惣菜、おにぎり、サンドイッチ等のお世話になることが非常に多いです。そのことを考えますと、お弁当等も軽減税率の対象としないと、その恩恵を受ける機会が激減します。

ケーキや饅頭、お菓子類は外してもよいのではないかと感じる人もいます。しかし、これも、お菓子とは何ぞやと法律的に定義する難問にぶち当たることになります。例えば、パンとケーキの区別、饅頭とアンパン、あれとお餅、等々、違いを突き詰めていくと分からなくなります。

とどのつまり、食料品と一言で言ってしまうますが、あまりに多様であり、あまりに広範であり、そして日々進化していて、法律的にすべてを網羅、区分することは困難を極めるでしょう。強引に基準を設けて線引きをするか、すべての食料品を対象とするか、私は開けてはいけないパンドラの箱になるような気がします。

さて、「外食」と一言で言いますが、日々の生活に欠かせない学校給食、介護施設の給食も「外食」です。喫茶店のランチもモーニングサービスも「外食」です。

西洋では外食産業が日本ほど発展しませんでした。理由のひとつは食料品の軽減税率にあるといわれています。料理店やレストラン等で宴会を行わず、皆で持ち寄ってパーティを自宅等で開く方が、消費税等が安いからだといわれています。中長期的にみると、宅配、持ち帰り等の業種には追い風に、居酒屋、レストラン等には向かい風になるのでしょうか。

日々の生活パターンに変化をもたらし、産業構造に影響まで与える。そして自由競争に政府が介入する。それでも、本来の目的をそれほど達成できない。そんな食料品の軽減税率導入には、疑問を覚えます。

相続税の取得費加算制度の改正

昨年度の税制改正で相続税の基礎控除が大幅に引き下げられ、大幅増税となりました。

そして今年度の改正で、相続財産である土地等を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合、その譲渡所得の計算上、相続財産であった全ての土地等に係る相続税を必要経費として控除するとの特例が廃止されることとなります。

納税資金となる現金預金等が少ない人には重税感がずっしりと押し掛かります。

例えば、土地ばかりが相続財産で1億円とし、相続人が2人で、配偶者はすでに死亡しているとします。従前の相続税法では、相続税は350万円でしたが、改正後は770万円となります。そしてその相続税を支払うために土地を1000万円、売却したとします。

従前でしたら所得税等が120万円になりますので、相続税と譲渡所得税支払い後の残った金額は530万円になりましたが、改正後は所得税等が174万円になり、手元に残る金額はわずか56万円となり、ほとんど残らないこととなります。

物納申請が再び増え、混乱が多くなるのではないのでしょうか。

現在、物納と延納事務は、金額の多寡に関係なく、すべて国税局で一元管理されていて、延納申請すら各税務署で処理していた時期と比べて、細かく面倒になっています。

この改正を見る限り、現場をよく知っていて現実的な判断をしてきた自民党税制調査会の力が弱くなったと感じさせます。

ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算の廃止

個人が所有するゴルフ会員権の売却損は、今までは他の所得と通算することができましたが、平成26年4月以後の売却から、通算できないこととなります。

例えば、ゴルフ会員権の売却損が500万円、他の所得金額が700万円、所得控除額が150万円の場合、従前は、2万5千円の所得税で済みましたが、改正後は、67万3千円の所得税となります。

なお、昨年、税制改正大綱が閣議決定される前に、この件を、緊急連絡として一部の方にファックスでお知らせしましたが、そのときは「来年一月から」と書きましたが「四月から」でした。某筋からの事前情報でしたが、早いほうがよいとして連絡を急ぎました。お許しを

産業競争力強化法による即時償却制度の創設

産業競争力強化法が去年の12月に成立しました。

施行日はまだ決まっていませんが、その施行日以後取得した次のすべての要件を満たす設備については、即時償却（全額経費）が認められることとなります。

- 1 機械装置（限定なし）、工具（ロール）、器具備品（陳列棚等々）、建物（断熱材等）、建物付属設備（冷暖房設備等）、ソフトウェア（設備の稼働状況等をチェックするもの）
- 2 最新モデルであること
- 3 旧モデルより生産性を年平均1%以上向上させるとの証明のあるもの。
- 4 一定の金額以上の取得価額であること

なぜ金額基準を設けたのでしょうか。金額の小さいものは消耗品費として全額経費で落ち、高額なものはこの法律により全額経費で落ち、その中間の、わずかなものだけが減価償却で何年間にわたって経費で落とすこととなります。何となくチグハグです。